

公 告

分任契約担当
陸上自衛隊相馬原駐屯地
第406会計隊長 南川 秀春

一般競争入札について、下記のとおり公告する。

1 一般競争に付する事項

(1) 件名等

件 名	規 格	単位	数量	備 考
自動ドア保守点検	仕様書のとおり	式	1	

(2) 履行期限 令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日

(3) 履行場所 相馬原駐屯地

2 入札参加資格

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和4・5・6年度の一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」D等級以上で関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。

防衛省競争参加資格（全省庁統一参加資格）を申請中の場合は、申請中の旨を入札時に証明できる者であること。

(4) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。

(5) 入札後契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。

(6) 防衛省として原価計算システムの適正性を確認できない状態にある者でないこと。

(7) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(8) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

(9) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

3 契約書等の作成

(1) 落札者は落札決定後、契約金額に応じ契約書又は請書を陸上自衛隊標準契約（請）書の様式により停滞なく作成し、提出する。

(2) 適用する契約条項

役務請負契約条項

談合等の不正行為に関する特約条項

暴力団排除に関する契約条項

4 契約条項を示す場所

第406会計隊・第406会計隊新町連絡班、相馬原駐屯地1号隊舎1Fロビー

東部方面会計隊ホームページ（www.mod.go.jp/gsdf/ese/kaikei/eafin）

5 入札（現場）説明会

実施しない。但し、現場確認等が必要な場合は、個別に対応するので事前に調整されたい。

6 入札日時及び会場

令和6年3月11日（月）09：00 陸上自衛隊相馬原駐屯地 1号隊舎3階 商議室

7 郵送による入札

封書に会社名、入札日時、件名及び入札書在中（朱書き）と明記した上、入札前日の17時までに第406会計隊契約班必着とする。（事前に郵送による入札を行う場合は、その旨を必ず担当の「木下」に直接電話で連絡し確認を受けるものとする。）

8 入札条件

(1) 入札金額「消費税抜き価格」で標記すること。

(2) 1回の入札で落札決定できない場合は直ちに再度入札を実施する。ただし初度入札で郵便による入札参加があった場合には、次のとおりとする。

ア 日時：令和6年3月13日（水）13：00

イ 場所：陸上自衛隊相馬原駐屯地 1号隊舎3階 商議室

9 落札決定方法

(1) 総額で、当隊所定の予定価格の範囲内で最低の金額をもって入札をした者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 予定価格に比して入札金額が著しく低く、低入札価格を実施調査を実施した結果適正な履行がなされないおそれがあると認められた場合は、最低入札金額であっても落札者としなないことがあります。

10 保証金等に関する事項

(1) 入札保証金

免除。但し、落札者が契約を結ばない場合、落札価格の100分の5以上を違約金として徴収する。

(2) 契約保証金

免除。但し、落札者が契約を履行しない場合、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

(3) 違約金

契約履行中において契約相手方の理由により契約を解除使用とする場合には、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

(4) 履行遅延賠償

履行期限の翌日から起算し、遅延部分1日につき契約金額の100分の1以上を徴収する。

11 入札の無効

(1) 第2項に示す競争入札に参加する資格のない者が行った入札

(2) 入札者名、押印及び入札金額が識別しがたい場合

(3) 電話、ファックスによる入札

(4) 入札者等が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は当該入札者が提出した入札書等を無効とする。

(5) その他入札に関する条件に違反した場合

(6) 郵便による入札で期日までに未着のもの

12 その他

(1) 代表者でない者が入札する場合、入札時に委任状を提出すること。

(2) 登録業者は、資格審査結果通知書（写）を入札時まで提出すること。

(3) 仕様書は陸上自衛隊相馬原駐屯地第406会計隊事務室にて配布するものとする。

(4) 入札及び契約に関するお問合せ先

〒370-3594 群馬県北群馬郡榛東村新井1017-2 陸上自衛隊相馬原駐屯地 第406会計隊 契約班
電話：0279-54-2011（内線2369） FAX：0279-54-6960 担当：木下

(5) 仕様に関するお問合せ先

〒370-3594 群馬県北群馬郡榛東村新井1017-2 陸上自衛隊相馬原駐屯地 業務隊 管理科
電話：0279-54-2011（内線2318） 担当：中村